報告第23号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

和解調書

	I			
番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	令和元年7月12日	東京都町田市在	平成26年9月25日に貸付けした応急小口資	相手方は、足立区に対し、応急小口資
		住者	金貸付金187,000円の償還について、計画ど	金貸付金の償還残額109,000円を分割に
			おり償還がされず109,000円の償還残額があ	より毎月10,000円ずつ支払う。相手方
			る。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書	は、支払いを怠り、その額が20,000円に
			に対し「返済意思あり」と回答があり、償還	達したときは、残額及び延滞金を一括で
			方法について区担当者が交渉した結果、分割	支払う。
			納付の申出がされ、合意書を締結し和解し	
			た。	
2	令和元年7月18日	足立区弘道在住	平成24年2月18日に請求した児童扶養手当	相手方は、足立区に対し、児童扶養手
		者	過払金743,840円、及び、児童育成手当過払	当過払金及び児童育成手当過払金の償
			金486,000円の償還について、計画どおり償	還残額1,229,840円を分割により月々
			還がされず、総額1,229,840円の償還残額が	10,000円ずつ支払う。相手方は、支払い
			ある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡	を怠り、その額が20,000円に達したとき
			書に対し「返済意思あり」と回答があり、償	は、残額及び遅延損害金(期限の利益を
			還方法について顧問弁護士が交渉した結果、	喪失した日の翌日から支払済みまで)を
			分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解	直ちに支払う。
			した。	

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
	令和元年7月18日	千葉県鎌ヶ谷市	平成25年7月16日に請求した児童育成手当	相手方は、足立区に対し、児童扶養手
		在住者	過払金27,000円、同年10月30日に請求した児	当過払金及び児童育成手当過払金の償
			童扶養手当過払金139,290円、及び、平成27	還残額535,990円を分割により月々
			年1月16日に請求した児童扶養手当過払金	10,000円ずつ支払う。相手方は、支払い
			369,700円の償還について、計画どおり償還	を怠り、その額が20,000円に達したとき
3			がされず、総額535,990円の償還残額がある。	は、残額及び遅延損害金(期限の利益を
			顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に	喪失した日の翌日から支払済みまで)を
			対し「返済意思あり」と回答があり、償還方	直ちに支払う。
			法について顧問弁護士が交渉した結果、分割	
			納付の申出がされ、合意書を締結し和解し	
			た。	